融庁長官の認可を得て定める率を乗じた額を超えない額とする。	ついては百分の七十、その他の友証券取引所が金融庁長官の認可を	により有価証券をもって代用され	金及び同条第三項の委託証拠金の	第七条 法第百八条の三第一項の四	(取引証拠金等の代用有価証券)	改正
を乗じた額を超えない額とする。	ついては百分の七十、その他の有価証券については証券取引所が金証券取引所が金融庁長官の認可を得て定める基準日の時価に株券に	により有価証券をもって代用される場合におけるその代用価格は、	金及び同条第三項の委託証拠金の全部又は一部が同条第五項の規定	法第百八条の三第一項の取引証拠金、同条第二項の取次証拠		案
えない額とする。 ては証券取引所が金融庁長官の認可を得て定める率を乗じた額を超	端株券を含む。)については百分の七十、その他の有価証券につい証券取引所が金融庁長官の認可を得て定める基準日の時価に株券(により有価証券をもって代用される場合におけるその代用価格は、	金及び同条第三項の委託証拠金の全部又は一部が同条第五項の規定	第七条 法第百八条の三第一項の取引証拠金、同条第二項の取次証拠	(取引証拠金等の代用有価証券)	現